

令和元年5月8日

株式会社SCCS

代表取締役 フェルナンデスジムウエルムンド 殿

公益社団法人 全国消費生活相談員協会

理事長 増田悦子



### 再 申 入 書

平成30年11月28日付本協会からの申入書に対し、貴社より平成31年1月20日付けでご回答をいただきました。ご対応ありがとうございます。

本協会が申入書にて行った申入れ及び要望については、貴社はいずれも趣旨をご了解の上、ご対応をいただいたものと理解しております。

しかしながら、「クーリング・オフの場合の代金返還先履行条項」について、貴社が改訂されたという「ご契約者様からの本売買契約の申込みの撤回又は解除（クーリング・オフ）の対象商品分の代金を弊社に返還いただけない場合は、同対象商品をご契約者様にご返送できない場合がございます。」との文言は、必ずしも同時履行を定めたものとは読めず、むしろ一般消費者としては代金返還が先履行のように理解するおそれがあります。

そこで、同時履行であることを明らかにし、かつ特定商取引法58条の14第5項が代金返還費用は購入業者側の負担とする旨規定していることなどに鑑み、下記のような条項が相当であると考えます。

#### 記

- 1 本売買契約の申込みの撤回又は解除（クーリング・オフ）がされた場合の対象商品分の代金の弊社への返還と、同対象商品のご契約者様への返還は同時履行とします。
- 2 前項の同時履行は、①弊社担当者をご契約者様の自宅又はご契約者様ご指定の場所に対象商品を持参し、その場所において代金返還と対象商品の返還を同時に行う方法、又は②代金引換配達サービスを利用する方法のいずれかとし、ご契約者様がいずれの方法によるかを選択できるものとします。ただし、いずれの方法による場合も、代金及び対象商品の返還に係る費用は弊社の負担とします。

つきましては、令和元年6月10日までに、本申入れに対するご回答を書面にて本協会まで送付いただきますようお願いいたします。なお、本申入書並びに貴社からの回答の有無及び回答の内容は、消費者契約法第27条に定める消費者に対する情報提供の一環として、本協会において公表することを申し添えます。

本件連絡先

〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町 2 - 3 - 5

グランドメゾン日本橋堀留 1 0 1

公益社団法人全国消費生活相談員協会

消費者団体訴訟室

TEL : 0 3 - 5 6 1 4 - 0 5 4 3

FAX : 0 3 - 5 6 1 4 - 0 7 4 3

以上